

# 1 ②被災した農業者の事業継続を支援します

台風15号の被災農業者を対象に市単独の「事業継続支援金」を創設

## 1 目的

台風15号により浸水等被害を受けた市内農業者に対し、事業継続を支援するための支援金を11月議会に上程する予定です。

## 2 事業内容

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・台風15号により農地又は農作物が被災する等し、前年と比べて収入が減少したもの<ul style="list-style-type: none"><li>⇒市内に住所を有する農業者</li><li>⇒市内に事業所を有する農業法人</li></ul></li></ul>
支給条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 農地又は農作物の被災していること<ul style="list-style-type: none"><li>・写真等で確認</li></ul></li><li>2 前年比で収入が減少していること<ul style="list-style-type: none"><li>・9月～12月の収入が前年同時期の収入より減少していることを確認できる書類（売上台帳又は通帳の写し等）</li></ul></li><li>3 農業を継続すること<ul style="list-style-type: none"><li>・確約書で確認</li></ul></li></ol>
支給額	<ul style="list-style-type: none"><li>・10万円又は収入減額のいずれか低い額とする</li><li>・新規就農者が被災した場合は、10万円とする</li></ul>

## 3 スケジュール

令和4年12月 制度周知

令和5年1月～3月 申請受付⇒随時支給処理

## 4 予算

- ・11月補正（先議）に上程予定
- ・予算額：20,000千円（10万円×200件）